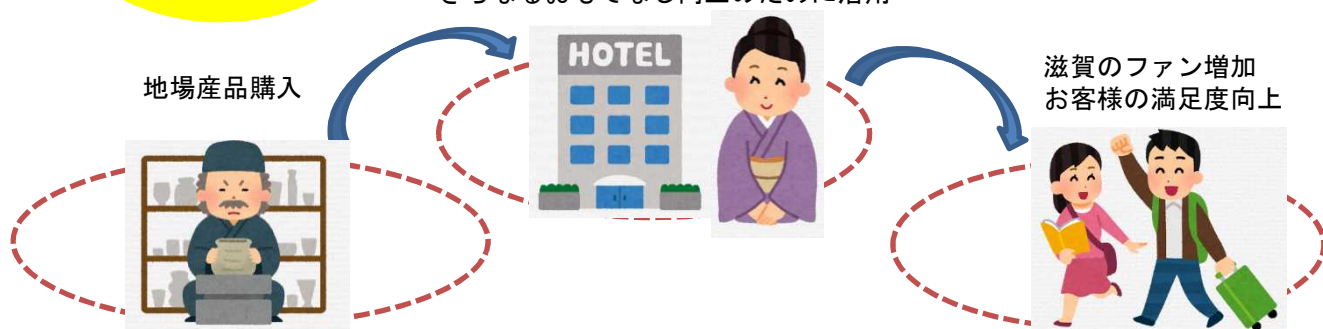


近江の地場産品購入による おもてなし向上事業費補助金

上限

100万円を補助

さらなるおもてなし向上のために活用



補助対象事業者

滋賀県内で宿泊施設（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け、旅館業法第2条に定めるホテル営業、旅館営業にかかる施設）を営業する事業者

補助対象

近江の地場産品（地場産業製品、伝統的工芸品、びわ湖材、琵琶湖産淡水真珠）をおもてなしのための装飾品、調度品、食器等として使用するために購入する経費が対象です

※食品は対象となりません

※令和3年2月26日までに物品を購入して実績報告書を提出していただく必要があります

※送料も補助対象です

※いずれも消費税および地方消費税は対象外です

補助率3/4

受付期間

令和2年11月2日（月）～令和3年1月8日（金）

※受付期間中であっても、交付決定額の合計が予算額に達し次第、受付を終了します

お問い合わせ

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課

TEL : 077-528-3791 e-mail : fd00@pref.shiga.lg.jp

滋賀らしいおもてなしでさらに魅力アップを図る宿泊事業者の皆様のお申請をお待ちしております

※申請様式、応募についての詳細は県HPをご覧ください。